

組合創立120周年記念連載⑤ 分収造林の歴史

副理事長 森林慎介

裏高尾造林地

昭和36年(1961年)3月、東京営林局(現・関東森林管理局東京事務所)と東京木材問屋協同組合(以下、当組合)は、裏高尾造林地(八王子市裏高尾1304番地)において、面積10.76haの部分林契約を締結した。分収比率は当組合70%で契約期間は45年であった(現在は80年に延長)。同年4月7日に、戦後に復活した当組合設立10周年を記念し、植樹祭が行われた。この植樹祭には東京営林局、営林署、東京都林務課及び八王子市等関係官庁、金融機関、報道関係者等の来賓並びに当組合の役員・総代等約120名の方々が



裏高尾分収林植樹祭(昭和36年4月7日)江戸東京木材史P1381



植林地踏査(昭和36年)江戸東京木材史P1382



裏高尾造林地見学 (平成17年11月26日) 江戸東京木材史P1385

出席された。南西斜面のやや急傾斜の造林地に、組合員が慣れない植林作業に汗を流した。傾斜に足を取られながら、杉や桧の苗木を一本ずつ丁寧に植え付けていった。この年に植栽された苗木は、新植46,000本・補植13,500本を合わせて約6万本に及んだ。

過酷な育林作業

森林を造るということは、苗木を植えればそれですむという訳にはいかない。新植後の林地は雑草や荻の格好の繁茂地と化す。植栽後の7～8年は、この雑草や荻を刈り取ってやらねば、苗木は育たず枯死してしまう。そのため毎年2回程度の下刈り作業は実行された。厳冬期や春先の降雪が多いと苗木が倒れる。豪雨に見舞われた際には、土砂崩れでせっかく植えた苗木が倒れたり、流されたりしてしまう。雪起こし、補植、下刈り、と造林地は人々の労力を容赦なく求めた。新植後15～16年すると、育林の手間はかなり省けるようになるが、今度は風や降雪被害が襲ってくる。昭和51年(1976年)からは、枝打ち、つる切り等、除材作業が始まった。昭和57年(1982年)には台風被害で1,200本ほどが倒れた。植栽後30年を過ぎると間伐期に入る。昭和59年(1984年)には3,090本を間伐し、昭和60年(1985年)にも同数を間伐する予定だったが、作業が済まぬうちに大雪に見舞われ、甚大な被害を受けた。昭和61年(1986年)には、大雪で被害を受けた跡地に新植を行なうため、部分林契約を35年延長し80年に改めた。また、この年には八王子森林組合に加入し、その後の育林作業を同森林組合に委託した。その後平成15年(2003年)に農



裏高尾造林地の団体視察（令和 7 年11月29日）組合月報2026.1

林水産大臣から「森林施業計画」の認定を受け、新設された東京都森林組合（八王子、青梅市、あきるの市、日出町、奥多摩町、桧原村の 6 森林組合が合併）に平成16年（2004年）から育林作業を委託した。

令和 7 年11月29日に組合の役員・総代等で現地を久しぶりに視察した。

奥多摩造林地

昭和42年（1967年）には、奥多摩町氷川保善会と部分林契約を結び、新しい森林造りに取り組んだ。場所は、西奥多摩郡奥多摩町氷川字逆川644－1 で面積20.2ha（保安林）で分収比率は60 %で契約期間は50 年であった。昭和43年（1968年）から 3 年間に各年6.2ha、6.7ha、7.3haの新植を行ない、補植は昭和44年（1969年）から 3 年間行なった。新植で杉・桧合わせて80,120本、補植では杉・桧・唐松合わせて11,150本の苗木を植えた。昭和46年（1971年）から 3 年間は毎年下刈りを行ない、昭和50年（1975年）からは下刈り、枝打ち、除材、つる切り、木起し、歩道の修理等を行なった。平成 4 年（1992年）には、東京都森林整備公社からの申し入れにより、林地の管理を奥多摩森林組合、（財）氷川保存会、東京都森林整備公社に一任した。平成 7 年（1995年）には、氷川保存会との間で締結した部分林契約を原契約（保存）として、東京都森林整備公社を加えた新たな分収育林契約を結んだ。また、その後の育林作業は、公社が行なうことも同時に決まった。新たな契約は、面積17.25ha、期間25年（平成32年まで）、分収比率 公社60 % 氷川



奥多摩造林地視察（平成27年11月 7 日）組合月報2015.12

保善会16％ 当組合24％である。

平成27年(2015年)11月7日に役員・総代等で現地を視察した。

現在は契約満了に伴い当組合の財務諸表には記載されておりません。

(本文は江戸東京木材史より抜粋)

用語の解説(森林・林業用語の解説、太田市森林組合HP、林野庁HPより)

分収造林	造林者(国以外の者)が契約により国有林野に苗木を植えて、一定期間育て、伐採し、その収益(販売代金)を一定の割合で分ける制度。対象面積は1ha以上、契約期間は最長80年
新植	苗木を伐採跡地や未立木地に植栽すること
補植	植栽した植物が枯れたり傷んだりした際に、そこに新しい植物を植え直す作業
下刈り	植栽した苗木の育成を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業
枝打ち	節のない材を生産するため、樹木の育成過程で下方の不要な枝を切り落とすこと
つる切り	育成しようとする樹木に巻き付くクズ、フジなどのつる類を取り除く作業
灌木	樹幹と樹冠との区別がはっきりしない樹高2m以内の低木のこと。ツツジ、ナンテン、ヤマブキなどの類をいう
除伐	育成の対象となる樹木の育成を妨げる他の樹木を刈り取る作業
間伐	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業
樹幹	樹木の地上部のうち枝や葉を除いた部分
樹冠	樹木の枝と葉の集まった部分
木起こし	雪や風によって倒れた幼齢木を起こし、縄などで固定し、木を垂直に育てる作業
保安林	水源のかん養、土砂の流失その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限(立木竹の伐採、土地の形質の変更などの制限、植栽の義務)が課せられている森林。その指定の目的により17種類ある

お詫びと訂正

組合月報2026年6月号(23頁)「組合創立120周年記念連載③ 特売会の歴史」に誤りがございましたので、読者の皆様に深くお詫びし、以下の通り訂正させていただきます。

2行目 誤：昭和26年(1946年)⇒ 正：昭和26年(1951年)

9行目 誤：昭和26年(1946年)⇒ 正：昭和26年(1951年)

13行目 誤：昭和27年(1947年)⇒ 正：昭和27年(1952年)